

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託業務に
係る契約調査チーム

報告書

平成22年4月30日

目次

I. はじめに.....	2
II. 調査の概要.....	2
1. 調査の目的.....	2
2. 調査・検討事項.....	2
3. 調査方法.....	3
1) 協会に対する立入調査.....	3
2) 機構に対する調査.....	6
III. 各協会についての調査結果.....	6
1. 各調査項目の調査結果.....	6
1) 平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査関係.....	6
2) 平成20年度及び平成21年度の機構の会計監査関係.....	6
3) 上記2の会計監査実施以降の状況確認.....	7
① 諸規程等の整備状況.....	7
② 給与関係の支出状況等.....	7
③ 超過勤務手当の状況.....	7
④ 金券管理状況.....	7
⑤ 区分経理.....	8
⑥ 契約・出納事務・予算消化.....	8
⑦ 業務自動車の管理.....	8
⑧ 旅費の事務.....	8
4) 物品管理関係.....	8
① 物品台帳の処理関係.....	8
② 廃棄等処分の手続関係.....	9
5) 機構指示に基づく適正な物品処分関係.....	9
6) 労働局O日の給与水準等.....	9
7) その他(外部監査の指摘事項).....	10
IV. 機構についての調査結果.....	10
1. 協会の不適正な会計処理に対して機構が講じた再発防止策について.....	10
1) 機構が行った協会に対する指導等の内容について.....	10
2) 機構職員に対する再発防止策の内容について.....	10
2. 協会の物品管理に関する機構の指導について.....	11
3. 入札経緯について.....	11
V. 今後の対応.....	11
<参考資料>.....	12

I. はじめに

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援法（平成14年法律第165号）第12条に基づき、障害者雇用納付金等の申告業務、障害者雇用及び高齢者雇用に係る助成金の申請受付業務等機構の業務の一部（以下「地方委託業務」という。）を他の法人に委託して実施している。

平成22年度における地方委託業務については、大臣の指示により、これまでの随意契約方式を改め、平成22年2月に一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。契約候補者となった都道府県雇用開発協会等（以下「協会」という。）は、従来より地方委託業務を受託してきたものであるが、平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査で指摘された不適正な経理処理の状況、物品管理の問題、平成22年度の地方委託業務の一般競争入札における経緯等、種々の問題が指摘されてきた。

これらの問題を調査・検証するため、大臣の指示により、官房長をトップとする高障機構等契約調査チームを設置し、厚生労働省職員による全協会及び機構に対する立入調査を実施した。

本チームでは、立入調査の結果による協会の経理処理、物品管理の状況等を踏まえ、協会の平成22年度地方委託業務に係る入札参加資格への適合状況その他地方委託業務に係る契約の在り方について、本報告書を取りまとめたものである。

II. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査においては、機構の地方委託業務の委託先である協会について、平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査において指摘された不適正な経理処理の状況並びに物品管理の問題並びに平成22年度の地方委託業務の一般競争入札における経緯等を調査することを目的とする。

2. 調査・検討事項

本調査における調査・検討事項は以下のとおりである。

- ① 平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査で指摘された不適正経理の是正状況その他の経理処理の実施状況について
- ② 会計検査院の会計実地検査以降における協会の経理処理の実施状況について
- ③ 地方委託業務に係る物品管理の適切な実施について（香川協会で行われた廃棄すべき物品が関係者に無償譲渡された事例が他になかったか）
- ④ 協会の平成22年度地方委託業務に係る入札参加資格への適合状況について
- ⑤ 平成22年度の地方委託業務の一般競争入札における経緯について
- ⑥ 機構が委託契約の締結に際して労働局OBの職員の給与水準について指示した事実はあったのかについて
- ⑦ その他地方委託業務に係る契約の在り方について

3. 調査方法

1) 協会に対する立入調査

独立行政法人高齢・障害者雇用支援法第16条に基づき、平成22年4月9日から22日までの間、全47協会に対し、厚生労働省職員（本省2～3名、労働局2名）による立入調査（1日間）を実施した。協会に対しては、以下の各調査項目についてそれぞれ当該項目に掲げる確認方法により確認を行った。

① 平成19年度及び平成20年度会計検査院会計実地検査関係及び平成20年度及び平成21年度機構会計監査関係

平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査並びに平成20年度及び平成21年度に機構が実施した会計監査で指摘された事項（不正支払、旅費等の過大支給、超過勤務手当の過大支給、懇親会費等の支払、委託事業目的外の支払、過誤払い等）について、当該指摘に係る要返還金額（加算金を含む）を返還済みであることを振込明細票等により確認を行った。

② ①の会計実地検査等実施以降における協会の経理処理等の実施状況関係

Ⅰ) 給与関係の支出状況等

- ・ 給与規程に従い給与支払がなされているか、賃金台帳、源泉徴収票、支払決議書により確認を行った。
- ・ 各種手当の認定状況について、認定に必要となる書類（定期券等の写し、住民票の写し、学生証の写し等）が揃っているか、算定基準に適合しているか確認を行った。
- ・ 公募による採用手続であるか、縁故者採用はないか、採用関係書類、履歴書等により確認を行った。
- ・ 職員の採用条件が委託費の基準と合致しているか、採用時の辞令、労働条件通知書等により確認を行った。
- ・ 非常勤職員について、委託内容に沿った業務を行っているか、委嘱状、職員名簿、組織図等により確認を行った。
- ・ 架空雇用がないか、出勤・在籍状況を出勤簿、賃金台帳により確認を行った。

Ⅱ) 超過勤務手当の状況

- ・ 超過勤務命令簿、庁舎管理簿が整備されているか確認を行った。
- ・ 超過勤務時間について、超勤命令簿と機械警備記録や庁舎管理簿、出勤簿と突合し、齟齬がないか確認を行った。
- ・ 超勤手当が職員に一律配賦となっていないか確認を行った。

Ⅲ) 金券管理状況

- ・ 金券について金庫保管がなされているか金庫内を確認し、受払簿上の残数と現物が一致しているか確認を行った。

iv) 区分経理

- ・ 委託費の目的（雇用安定事業と障害者雇用納付金関係事業）、会務会計ごとに区分経理して会計処理がなされているか、通帳、支出決議書、総勘定元帳等により確認を行った。
- ・ 共通経費（光熱水量、事務所借料及び共益費）の委託費負担割合は適切に経費按分されているか、会務会計にて支出すべきもの（総会経費、理事会開催経費等）を委託費で支出していないか、他団体との共催のセミナー等の経費按分は妥当か等について、支出決議書、通帳、関係書類により確認を行った。

v) 委託目的外支出

- ・ 委託目的に沿わない費用（懇親会開催費、慶弔費、他団体の会費、日用雑貨等）が支出されていないか支出決議書等により確認を行った。

vi) 契約・出納事務

- ・ 契約事務について、適正な実施伺に基づき目的に合致した内容で契約がなされているか、一部の業者に発注が偏っていないか、購入物品と現物に差異はないか、支払事務は適切か、実施伺、契約決議書、支出決議書、納品書、現物等により確認を行った。
- ・ 出納事務について、領収書、納品書等支出に係る証拠書類は整備されているか、現金払いがある場合は現金出納帳を整備し、管理方法は適正か、年度末における未払い金処理が適切に行われているか、支出決議書、精算報告書、現金出納帳等により確認を行った。
- ・ 年度末に郵券、パソコン、消耗品等の年度内購入の不要な物品を購入していないか、精算報告書、購入伺、備品台帳、納品書等により確認を行った。

vii) 業務用自動車の管理

- ・ 業務用自動車運行簿、車両管理台帳（備品台帳）を整備し、運行日時、使用目的、距離等が適正であるか、業務目的外で利用している事例はないか確認を行った。

viii) 旅費の事務

- ・ 出張の必要性、旅行行程の妥当性について、旅費規程、会議等開催案内、旅費請求書、旅行命令簿、復命書、領収書、飛行機の場合の半券チェック等により確認を行った。

③ 物品管理関係

- ・ 備品台帳に記載されている物品について、現物があるかを確認し、委託業

- 務に使用されているか確認を行った（倉庫がある場合は、倉庫内も確認した）。
- ・ 高齢期コーナーの廃止に伴う備品処分状況について、機構指示に基づき適正に処分されているか、処分内容及び処理結果に関する不用決定決議書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票、振込明細票等の証拠書類により確認を行った。
- ・ 不用物品について、売払の場合には買取人見積書を徴収している、有償廃棄の場合には廃棄業者見積書を徴収し、適切に処分しているかを不用決定決議書、見積書、領収書等により確認を行った（特に、ノート型パソコン、デジタルカメラ、携帯モバイル、AV機器については、私物化等の不適正な処分がなされていないか確認した）。
- ・ 機構本部からの貸与物品については、貸与物品一覧表を整備し、一覧表に記載されている物品について、現物があるか確認を行った。

④ 機構指示に基づく適正な物品処分関係

機構から各協会への貸与物品及び委託費購入備品については、地方委託業務が平成22年度委託分から一般競争入札方式へ移行されることに伴い、機構において、これらの物品の管理状況を踏まえ、用不用の選定が行われた。この結果、貸与物品として整理された物品については、平成22年1月14日付けで、機構から各協会に対し、機構に帰属する貸与物品の一覧表が示され、当該一覧表に記載された物品の適切な管理・保管に努めるよう指示がなされた。

一方、選定の結果、不用物品として整理された物品については、平成22年3月18日付けで、機構から各協会に対し、不用物品一覧表が示された。この不用物品一覧表に記載された物品のうち、リサイクル（売払い）可能な物品については、中古品買い取り業者等に依頼し、売払いによる処分を行うよう、機構から協会に対し指導がなされた。

今回の調査では、平成22年1月14日以降に廃棄等処分がなされた物品のうち、貸与物品一覧表に記載のある物品について、機構への承認申請がなされており、不当な物品処分がなされていないか、物品管理担当者等への聴取により確認を行った。

また、平成22年3月18日以降に廃棄等処分がなされた物品のうち、不用物品一覧表に記載のある物品について、機構の指示に従い、売払いによる処分が適切に行われており、不当な物品処分がなされていないか、中古品買い取り業者等の見積書等により確認を行った。

⑤ 厚労省OB職員の給与指示関係

機構が委託契約の締結に際して都道府県労働局OBの職員の給与水準について指示した事実があったのか、また、給与水準以外の具体的指示があったのかについて、今回の監査において改めて事務局長等より聴取を行い確認を行った。

2) 機構に対する調査

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条に基づき、平成22年4月23日に機構に対し、厚生労働省職員（本省3名）による立入調査（1日間）を実施した。機構に対しては、以下の各調査項目についてそれぞれ当該項目に掲げる確認方法により確認を行った。

① 協会の不適正な会計処理の再発防止策等関係

平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査で指摘された事項について機構が講じた措置や再発防止策、平成20年度及び平成21年度に機構が実施した会計監査の内容、精算報告書の審査等の状況等について、機構担当者より聴取等を行い確認を行った。

② 平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査で指摘された事項等関係

過去の精算報告書に係る処理の問題点、不適正な経理処理への機構職員の関与の有無、委託先の協会における処分状況等について、機構担当者より聴取等を行い確認を行った。

③ 地方委託業務に係る入札関係

一般競争入札（最低価格落札方式）を決定してから入札に至るまでの経緯の詳細について、機構担当者より聴取等を行い確認を行った。

④ 物品管理関係

協会の物品管理に関する指導の内容等について、機構担当者より聴取等を行い確認を行った。

Ⅲ. 各協会についての調査結果

1. 各調査項目の調査結果

各調査項目の調査結果は以下のとおりである。

1) 平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査関係

平成19年度及び平成20年度の会計検査院の会計実地検査で指摘された事項（不正支払、旅費等の過大支給、超過勤務手当の過大支給、懇親会費等の支払、委託事業目的外の支払、過誤払い等）については、全47協会において、当該指摘に係る要返還金額（加算金がある場合にはその金額を含む）を返還済みであることが振込明細票等により確認された。

また、当該指摘を踏まえた再発防止策についても、支出決議書や添付資料等の改善状況を確認できる書類により、適切に行われていることが確認された。

2) 平成20年度及び平成21年度の機構の会計監査関係

平成20年度及び平成21年度に機構が実施した会計監査で指摘された事項（不

正支払、旅費等の過大支給、超過勤務手当の過大支給、懇親会費等の支払、委託事業目的外の支払、過誤払い等)については、指摘のなかった2協会(北海道、福井)を除く45協会において、当該指摘に係る要返還金額を返還済みであることが振込明細票等により確認された。

3) 上記2の会計監査実施以降の状況確認

① 諸規程等の整備状況

43協会において、会計規程、給与規程、旅費規程等の諸規程を整備し、当該規程に基づき事務処理を実施していることが確認された。ただし、青森、秋田、埼玉及び大分の4協会については、会計規程は整備されているものの、事務分掌において契約担当者と出納責任者が分離されておらず、内部牽制体制が不十分であった。

② 給与関係の支出状況等

37協会において、協会給与規程に基づき、給与支払、各種手当の認定が適正に行われていることが確認された。

ただし、各種手当の認定に関しては、埼玉協会において扶養手当の認定につき義母を誤って認定している事例が1件確認された。

また、要件には該当しているが手続上の不備として、北海道、静岡、滋賀、和歌山、山口、香川、宮崎、鹿児島及び沖縄の9協会において、住民票等の確認書類を添付せず扶養手当等の認定を行っている事例や、鹿児島協会において認定簿がなく扶養手当が支給されている事例、沖縄協会において扶養届が未提出のまま扶養手当が支給されている事例が確認された。

採用手続に関しては、全47協会において公募による採用を実施しており、縁故者採用は行っておらず、また、架空雇用も確認されなかった。

③ 超過勤務手当の状況

41協会において、超過勤務時間について、超勤命令簿と機械警備記録や庁舎管理簿、出勤簿と突合した結果、齟齬はなく、適正に処理がなされていることが確認された。

埼玉協会においては、超勤管理において、勤務内容が目的外となっているもの、超勤用務が記載されていないものが確認された。

茨城、千葉、滋賀、島根及び愛媛の5協会において、予算の制約により超過勤務手当の一部未払いが確認された。

④ 金券管理状況

44協会において、郵券等の金庫保管がなされており、受払簿上の残数と現物が一致していることが確認された。

埼玉協会において、郵券の受払簿上の残数と現物が一致していたものの、金庫保管をしておらず、担当者の施錠のできない机に保管していることが確認さ

れた(270円分)。

また、石川及び奈良の2協会において、金庫保管されているものの、郵券(石川は68,580円分、奈良は108,807円分)が年度繰り越しされていることが確認された。

⑤ 区分経理

全47協会において、委託費の目的、会務会計ごとに区分経理して会計処理がなされていることが通帳、総勘定元帳等により確認された。

また、懇親会開催費、慶弔費等委託目的に沿わない費用の支出を行っている事例は確認されなかった。

⑥ 契約・出納事務・予算消化

全47協会において、契約事務について適正な実施伺に基づき目的に合致した内容で契約がなされていること、出納事務について収書、納品書等支出に係る証拠書類は整備されていること、年度末に郵券、パソコン、消耗品等の年度内購入の不要な物品を購入する等予算消化を行っていないことが、支出決議書等の関係書類により確認された。

⑦ 業務自動車の管理

全47協会において、業務用自動車運行簿、車両管理台帳(備品台帳)が整備されており、運行日時、使用目的、距離等も適正であり、また、休日に業務目的外で利用している事例等は確認されなかった。

⑧ 旅費の事務

46協会について、出張の必要性、旅費規程の妥当性に関し、旅費規程、会議等開催案内、旅費請求書、旅行命令簿、復命書、領収書、飛行機の場合の半券チェック等により確認を行ったところ、過誤払い等の不適正な処理は確認されなかった。

高知協会において、宿泊費を過誤払いしている事例が1件(22,600円)確認された。

4) 物品管理関係

① 物品台帳の処理関係

35協会において、備品台帳に記載されている物品について、現物があること、また、委託業務に使用されていることが確認された。また、機構本部からの貸与物品についても、貸与物品一覧表を整備し、一覧表に記載されている物品について、現物があることが確認された。

神奈川、兵庫、岡山及び香川の4協会において、一部の物品について、備品台帳上に記載があるものの、現物を確認できない事例があった。

また、茨城、静岡、岡山、香川及び長崎の5協会において、一部の物品につ

いて、不用決定決議書や廃棄業者見積書等により物品の処分がなされた事実が確認されたにもかかわらず、備品台帳への廃棄処分の記載が漏れている事例が確認された。

山口、香川及び愛媛の3協会において、一部の物品について、備品台帳上廃棄とされているにもかかわらず、現物が確認された事例があり、状況を詳しく聴取したところ、不用決定に係る決議を行っているにもかかわらず、廃棄処理せずに保管中であることが確認された。

② 廃棄等処分の手続関係

38協会において、高齢期コーナーの廃止に伴う備品の処分状況について、機構指示に基づき適正に処分されていること、また、不要物品について、売払の場合には買取人見積書を徴収し、有償廃棄の場合には廃棄業者見積書を徴収する等適切に処分していることが、処分内容及び処理結果に関する不用決定決議書や見積書、領収書等の証拠書類により確認された。

山形、兵庫、宮崎及び鹿児島協会の4協会において、機構からの貸与物品又は10万円以上の委託費購入備品（耐用年数内）について、当該物品の不用決定につき機構への承認申請を行っていない事例が確認された。

また、群馬協会において、10万円未満の委託費購入備品（耐用年数内）について、不用決定に係る決議等の協会内部手続を行っていない事例が確認された。

福井協会において、10万円未満の委託費購入備品（耐用年数経過後）について、不用決定に係る決議をせずに廃棄した事例が確認された。

新潟及び鳥取の2協会において、10万円未満の委託費購入備品（新潟は耐用年数経過後、鳥取は耐用年数経過内）について、誤って廃棄した事例（不用決定に係る決議なし）が確認された。

この他、廃棄等処分関係では、既に公表されている香川協会の椅子30脚（単価10万円未満）の処分があり、不用決定（廃棄）に係る決議書は確認されたものの、当該決議書とは別の方法（無償譲渡）により処分を行っている事例が確認されているが、今回の調査では、同様の事例は確認されなかった。なお、香川協会の椅子30脚については、現物を同協会において回収の上保管中であることが確認された。

5) 機構指示に基づく適正な物品処分関係

北海道及び奈良の2協会については、平成22年3月18日以降に廃棄等処分がなされた物品のうち、不用物品一覧表に記載のある物品について、機構から売払い処分の指示があったにもかかわらず、売払い処分の検討さえ行うことなく廃棄又は譲渡を行っていたことが確認された。

6) 労働局OBの給与水準等

労働局OB職員の給与水準については、43協会は機構から上限額が示されその範囲内で協会において決定したとしていた。また、大阪協会においては、機構が

ら上限額が示されたが別途協議により決定した者がいたとしていた。さらに、佐賀、長崎及び宮崎の3協会においては、そもそも機構からの指示はなかったとしていた。

なお、給与水準以外の具体的指示については、全47協会なかったとしていた。

7) その他(外部監査の指摘事項)

静岡協会においては、静岡県より毎年運営費補助金(雇用対策事業費補助金)の交付を受けているところであるが、平成20年11月4日から7日に行われた静岡県の監査において、平成19年度の会務会計による事業支出の中で、必要性が確認できない飲食及び同協会役員への贈答(中元、歳暮)に充てられた不適切な経費123,020円(平成15~18年度分は739,892円)が確認された。

また、これとは別に同時期に、会務会計において、平成17年度に納品されていない印刷製本費等の不適正又は不適切な支出(2,373,000円)が協会において確認されているが、これら不適切な支出額については、平成21年3月13日に全額(3,996,662円)静岡県に返還され、指摘事項については是正済みとなっており、静岡県は、平成22年度より、運営費に対する定額制の包括補助を定率制(1/2)の事業別補助の制度に変更した上で、協会に対して運営費補助金の交付を行っている。

IV. 機構についての調査結果

機構に対して行った調査の概要は以下のとおりである。

1. 協会の不適正な会計処理に対して機構が講じた再発防止策について

1) 機構が行った協会に対する指導等の内容について

全47協会に対して「会計事務の適性化について」(平成19年9月21日付け高障経発第28号)を発出して、会計検査院の個々の指摘事項を踏まえた留意点を明示し、適正な会計処理について協会の職員に周知徹底を図るとともに、平成20年4月23日開催の協会事務局長会議において、委託事業の適正な執行及び委託費の適正な会計処理の徹底について指導を行っている。

また、平成20年度及び平成21年度の2ヶ年で全47協会に対する会計監査を実施し、会計実地検査で指摘を受けた不適正事案の改善措置及びその履行状況を確認するとともに、旅費・超過勤務の整合性、年度末における備品の納入状況、職員等の採用に関する書類の確認等を行っており、その結果、決算検査報告で指摘をされた事項については、改善が図られていると認められるが、一部、通勤手当の算定誤りや旅費の算定誤り等の不適切な経理処理が見受けられるものがあったため、返還等の必要な措置を講じている。

2) 機構職員に対する再発防止策の内容について

平成19年度以降、委託事業終了後の限られた期間に実施する本来の精算報告書の審査に先立ち、2月末時点で精算報告書の事前審査を実施している。

また、委託事業終了後に提出される本来の精算報告書についても、2・3月の支払い内容が分かる書類を求めるとともに再度確認の機会を設けるなど、審査の徹底を図るよう措置を講じている。

なお、担当職員等に対しては、精算報告書の審査に関連して、その徹底を図るための打合せ会議を実施する等、適正な審査事務の確保に努めている。

2. 協会の物品管理に関する機構の指導について

各協会は、地方委託業務に係る委託契約書、協会の定める規程等に基づいて、物品の管理・処分等を行うこととされている。これらの他、高齢期雇用就業支援コーナーの廃止に伴う不用物品の処理方法、平成22年度における貸与物品一覧表の整理に伴う不用物品の処理方法等に関しては、個別の通知において、物品の管理・処分等を指示しているが、機構は、不用物品の処分決定に当たり、売払いを検討せずに有償廃棄を協会に指示したり、事業の廃止・縮小に伴う余剰備品の処理であるとはいえ、不用決定後の売払いや廃棄などの具体的な処分事由を明確にせず、耐用年数以内の物品でも協会が不用と申告してきたものを承認する等、物品の有効活用の観点から不適切と考えられる指示をしているものが見受けられた。

また、10万円未満の委託費購入備品の処分については、委託契約書上に定めがない中で、機構から協会に対する指示が不十分である事例が見受けられた。

なお、機構は、平成22年3月18日に至って、不用物品の処分に当たり、売払い可能な物品については売払いによる処分を行うべきことを協会に対して明示的に指示したが、必ずしも指導が徹底されない協会があった。

3. 入札経緯について

入札に当たっては、パブリックコメント、公告、厚生労働省のホームページへの掲載、仕様説明会等を活用した周知拡大を図る等により情報を広く伝えており、協会以外の民間企業にも情報が伝わるよう工夫されていた。仕様書については、事前に計画した内容を厚生労働省の担当にも相談して、意見を聴取し仕様書等に反映させるなど工夫を重ねており、その上での入札手続について不備はなく、特段の問題は認められなかった。

V. 今後の対応

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託業務に係る契約の調査について

1 趣旨

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託業務の委託先である都道府県雇用開発協会等が平成18年度及び平成19年度の会計検査院決算検査報告等において指摘された不適正な経理処理並びに物品管理の問題並びに平成22年度の地方委託業務の一般競争入札における経緯を調査するため、厚生労働省内に高障機構等契約調査チームを設置する。

2 検討事項

- 都道府県雇用開発協会等について、平成18年度及び平成19年度の会計検査院決算検査報告で指摘された不適正経理の是正状況その他の経理処理の実施状況について
- 最新の会計検査院の会計検査以降における協会の経理処理の実施状況について
- 地方委託業務に係る物品管理の適切な実施について。(香川協会で行われた廃棄すべき物品が関係者に無償譲渡された事例が他になかったか)
- 都道府県雇用開発協会の平成22年度地方委託業務に係る入札参加資格への適合状況について
- 高障機構が委託契約の締結に際して労働局OBの職員の給与水準について指示した事実があったのかについて
- 平成22年度の地方委託業務の一般競争入札における経緯について
- その他地方委託業務に係る契約の在り方について

3 検討体制

大臣官房関係部局に高障機構等契約調査チームを設置し、検討を行う。

<構成員>

大臣官房長、大臣官房会計課参事官、大臣官房会計課監査指導室長、大臣官房会計課経理室長

4 スケジュール

4月上旬に高障機構等契約調査チームを設置し、厚生労働省本省による立入調査の結果に基づき、4月内を目途に報告を得る。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託業務に係る契約
調査チーム 構成員

大谷 泰夫 大臣官房長

大西 康之 大臣官房会計課参事官

笹嶋 貢 大臣官房会計課監査指導室長

井上 俊美 大臣官房会計課経理室長